別添（別記様式第２号）

浜の活力再生広域プラン
令和４～８年度
（第２期）

１鹿児島県広域水産業再生委員会

組織名	鹿児島県広域水産業再生委員会熊毛支部
代表者名	浦添　孫三郎（種子島漁業協同組合代表理事組合長）

広域委員会の構成員	・種子島漁業協同組合地域水産業再生委員会（種子島漁業協同組合，西之表市，中種子町） ・屋久島地区地域水産業再生委員会（屋久島漁業協同組合，屋久島町） ・南種子町漁業協同組合 ・南種子町 ・鹿児島県漁業協同組合連合会 ・九州信用漁業協同組合連合会鹿児島統括支店 ・鹿児島県熊毛支庁林務水産課
オブザーバー	熊毛地区水産振興会，熊毛のさかな魅力発見・発信委員会

※再生委員会の規約及び推進体制が分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	鹿児島県熊毛地域の１市・３町（西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町） ・西之表市，中種子町：種子島漁業協同組合地区 釣り 99，刺網 60，採介藻 43，延縄 5，定置 3，養殖 3，その他 30 計 240 経営体 ・南種子町：南種子町漁業協同組合地区 釣り 15，刺網 10，延縄１，定置 2，その他 21　計 49 経営体 ・屋久島町：屋久島漁業協同組合地区 釣り 128，刺網 41，延縄１，養殖 2，その他 17　計 189 経営体 合計478経営体

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2　地域の現状

（1）地域の水産業を取り巻く現状等

熊毛地域は，九州本土の最南端佐多岬から，南東方向約 40 ㎞，南西方向約 60 ㎞の洋上にある種子島，屋久島，口永良部島，馬毛島の４島で構成されている。熊毛地域の総面積は 993.69k㎡で，県土の 10.8%を占めている。人口は，昭和 35 年の 88,542 人をピークに減少の一途をたどり，平成 27 年の国勢調査では，種子島 29,847 人，屋久島（口永良部島を含む）12,913 人で，熊毛地域の合計は 42,760 人である。

気候は，亜熱帯気候に属し，年平均気温は種子島 19.6℃，屋久島 19.4℃，年降水量は，種子島では約 2,300mm，屋久島では，その 2 倍近い約 4,500mm の降水量となっている。

周辺海域は，屋久島の南から種子島の東にかけては黒潮が流れ，黒潮の流路によって，接岸時は高水温の黒潮系水の流入が見られ，離岸時には低水温の沿岸系水で覆われるといった激しい海況の変化を示す。岩礁地帯が多く天然の瀬に恵まれ，黒潮の影響と相まって好漁場が形成されている。

主な漁業としては，トビウオ，サバ，カツオ，キビナゴ，アオリイカ，マチ類等を対象とした網漁業や一本釣り漁業が重要な漁業となっている。令和２年の漁業生産は，数量 1,196 トン，金額 1,069 百万円で，平成 22 年の 2,359 トン，1,300 百万円から 1,163 トン，231 百万円減少している。（鹿児島県熊毛支庁調べ）

養殖業は，クルマエビ・ウナギの陸上養殖が営まれている。平成 27 年の養殖生産は，数量 90 トン，金額 430 百万円で，クルマエビ・ウナギ・トコブシに加え，カンパチ・ゴカイ・スッポンが養殖されていた平成 17 年の 268 トン，889 百万円から 179 トン，460 百万円減少している。（鹿児島県熊毛支庁調べ）

平成 30 年の漁業就業者数は 512 人となっており，平成 25 年の 607 人から 95 人減少している。平成 30 年の漁業就業者数のうち 65 歳以上が 33.8%を占めており，県全体の 34.4%より若干低いものの，全人口に占める 65 歳以上の割合（2020 年：28.7%）を上回っており，今後，急速に就業者数が減ることが懸念される。（漁業センサス，総務省 HP）

これらの漁業生産の減少，漁業就業者の高齢化と減少に歯止めを掛けるためには，意欲と能力のある中核的漁業者の育成，若い新規就業者の確保育成が地域水産業における最重要課題となっている。

熊毛地域では，屋久島地区地域水産業再生委員会及び種子島漁業協同組合地域水産業再生委員会が浜の活力再生プランを策定しており，各漁協が連携して浜の機能再編や中核的漁業者の育成等について検討を行い，当地区の水産業の競争力強化を図っているところである。

また，近年 10 月～翌２月にかけて，地域の定置網にクロマグロの混獲が散見されており，WCPFC（中西部太平洋マグロ委員会）で合意された保存管理措置に基づいて設定されている我が国のクロマグロ漁獲上限を遵守するためには，クロマグロの混獲回避に引き続き取り組んでいく必要がある。

（2）その他の関連する現状等

・熊毛地域と鹿児島県本土を結ぶ交通手段は，令和３年８月現在，高速船ジェットフォイル，

貨客定期フェリー３隻，貨物定期フェリー２隻が就航している。航空路線は，種子島～鹿児島間に１日３往復，屋久島～鹿児島間に１日５往復，屋久島～福岡に１日１往復，屋久島～伊丹（大阪）に１日１往復が就航している。

島外出荷の手段は船舶が主であり，鹿児島市中央卸売市場の朝６時の入札に向け出荷する場合，種子島の場合は 19 時種子島発 22 時 30 分鹿児島市着，屋久島の場合は 13 時 30 分屋久島発 17 時 40 分鹿児島市着となり，本土の産地にくらべ出荷に約１日多い時間を要し，鮮度が低下するため市場価格の下落が免れない。口永良部島の場合は，屋久島との間を往復する１日１便の貨客定期フェリーが就航しているが，偶数・奇数日によってダイヤが変わるため，その屋久島発鹿児島行きのフェリーに連絡させるためには偶数日しか出荷できない制約がある。

これら離島特有の輸送に係るハンディをいかに少なくするかは，地域水産業にとっての重要課題であり，市場ニーズに対応しつつ，質・量の両面での安定供給に必要な鮮度保持，加工品開発，コスト削減への対策が求められている。

・熊毛地域には，平成５年 12 月に貴重な自然が，すぐれた普遍的な価値を持つ人類の遺産として世界的に評価され，白神山地とともに我が国で初めての世界自然遺産に登録された屋久島と国内唯一の実用衛星打ち上げ基地や美しい海岸線を有する種子島という個性ある観光資源がある。平成 30 年度の入込客数は，種子島 296 千人・屋久島 280 千人計 576 千人となっているが，近年では平成 19 年度の 860 千人をピークに減少傾向にある。

当地域の観光資源は他の地域には見られないオンリーワンの財産であることから，水産業の立場からも有効活用して，地域振興につなげていく必要がある。

・なお，南種子町の実用衛星打ち上げ基地からは毎年，複数回のロケット打ち上げが行われており，打ち上げに伴い関係海域の航行規制による操業の制約が生じている。

３　競争力強化の取組方針

（１）　機能再編・地域活性化に関する基本方針

①　前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

①マーケットインの取り組みの推進

地域内の３漁協は，管内市町，商工会，観光協会，漁協，県で組織する「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」（※１）の活動を通じて，これまでのプロダクトアウトからマーケットインの取り組みへと転換していくこととする。そのため，島内外における地域水産物のニーズを把握し，ニーズに呼応した鮮魚出荷，加工品の開発，販売を進め，その安定供給に必要な機能を強化する。

※１：地魚を活用した新たなメニューや特産品開発の促進,イベント等を実施することにより島内外における販路拡大や魚食普及を図り，地域の水産業のほか観光業をはじめとする地場産業の振興に資するための活動組織

併せて，地区内の３漁協は，地域特産魚や加工品について市町と連携しながらＳＮＳやふるさと納税等を活用した情報発信を推進するとともに，HP でのネット販売機能を強化し，サブスクによる販売拡大を目指すものとする。

また，県が主体となり「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，島外の消費地で販促フェアを開催するなど，新たな市場の開拓，消費拡大の取り組みを強化する。

②利益率，付加価値向上の取り組みの推進

地域内の３漁協は価格の下落を防ぐため，出荷日を調整しながらスジアラ，フエダイ等の活魚出荷を進めるとともに，時化などにより市場が高値の時に出荷する方策として新たな冷凍技術（アルコールブライン凍結やバラ化凍結等を想定）を活用した調整保管を推進し（当面は種子島漁協と屋久島漁協），利益率の向上を図る。

また、その取組を着実に推進するため、活魚の島外出荷が漁協間で重複すると単価が下落することを漁業者に示すことにより漁業者の理解醸成を図るとともに、加工品開発による付加価値向上や販路の拡大を図ることにより漁協の経営を改善する。

また，地域内の３漁協と県が主体となり，管内市町，漁協，県で組織する「熊毛地区水産振興会」（※２）の活動として，新たな鮮度保持技術，活魚出荷技術の開発，普及を推進することにより付加価値の向上を図る。

※２：地域漁業に資する調査研究や，研修会の開催，統計資料の作成等の活動を行うことにより，地域の漁家経済の向上を図るための活動組織。漁協，漁業者，市町の協力の下、県が中心となって活動している。

地区内の３漁協と県が主体となり，「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，地域

特産魚であるトビウオ，キビナゴ等については，現在の消費実態に対応したファストフード的な加工品の開発や新たな食べ方の普及を行うことにより，付加価値向上と消費拡大を図る。

また，地域内の３漁協はそれぞれ直売施設を有しており，各々の加工品を直売施設で相互に販売する取組を推進することにより，商品の充実を図り直売所の販売力の強化を図っていく。

併せて，地域内の３漁協は，操業に欠かせない燃油，氷，資材等について，地区内漁業者に対し安定供給を図る体制を構築する。

なお，口永良部島においては，地域特産品のイセエビ等の安定出荷が図られるよう口永良部漁港の機能の維持，増進を推進するものとする。

③漁村活性化の取り組みの推進

「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，漁業集落や漁業者は，漁協からの食材の提供や，市町による現場での指導，県による学校との調整，資材提供等の協力を得ながら，漁村に伝わる魚料理のほか，漁村に眠る地域資源を発掘し，児童等を対象にした出前教室等を通じてその発信に努める。漁協，市町，県は，観光協会と連携しながら「体験」を核とするブルーツーリズムを通じた島外の観光客等との交流を促進するなど，地域漁村の活性化を図る。

また，地域内漁業者の所得向上のため，リース等による漁船や機器類の導入を推進する。

本地域では，島内外における販売力の強化を図ることとしているが，これを推進するためには，種子島地域の定置網漁業の安定的な操業が不可欠である。そのため，定置網にクロマグロが入網した際，混獲を回避するための取組を行うことにより，適切な資源管理を実施する。

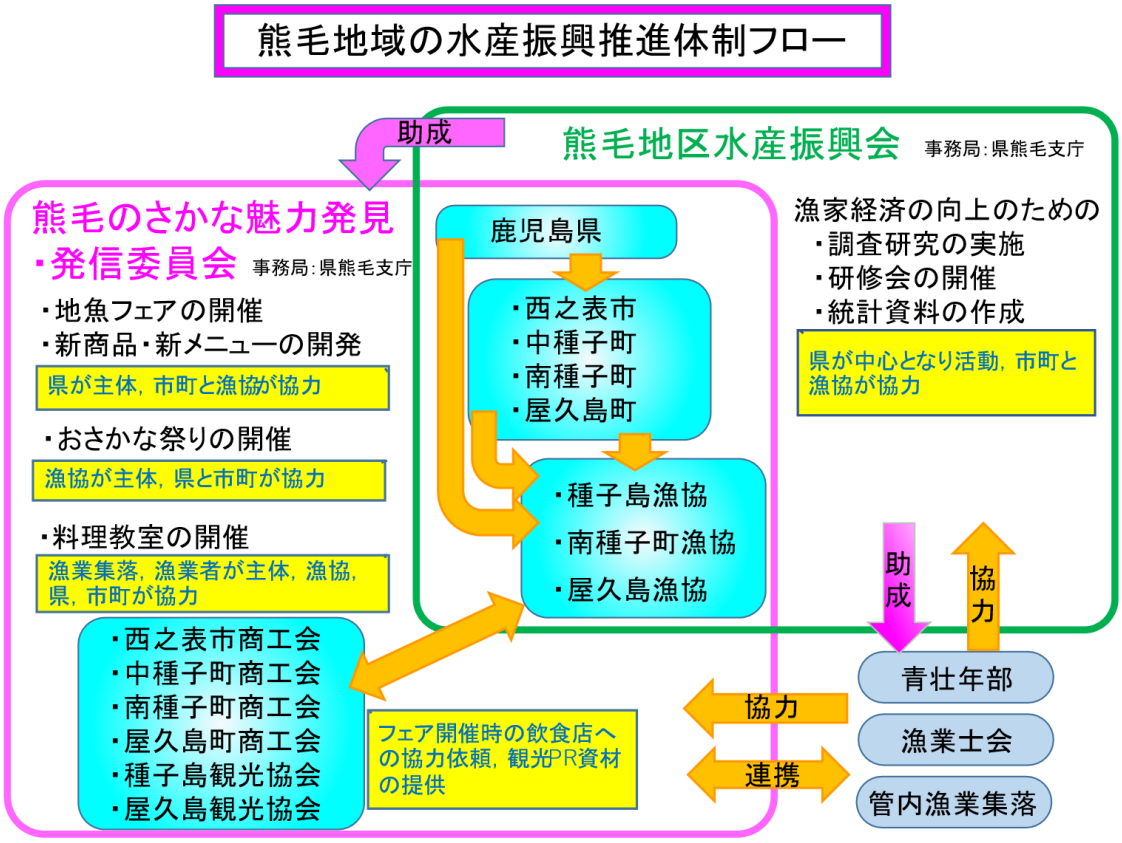

（２）中核的担い手の育成に関する基本方針

①前期の浜の活力再生広域プランの評価（成果及び課題等）

②今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

④中核的漁業者の育成と女性の活動促進

意欲と能力のある漁業者を対象に県は「熊毛地区水産振興会」の活動として研修会等を開催するとともに，漁協，市町，県が国等の支援制度を活用して経営基盤の強化を支援することにより，地域における中核的担い手として育成する。

また，漁村地域の活性化を担う女性に対しては，水産加工や魚食普及等の活動を積極的に支援し，その育成を図る。さらに，中核的担い手と漁村女性との連携や，漁協青壮年部間の交流，連携のほか，地域の量販店など異業種間の交流の推進を通じて，地域漁村の将来を担うリーダーを育成する。

⑤新規就業者の確保育成

地域内の３漁協は，漁業就業者の減少と高齢化に歯止めをかけるため，熊毛地域に移住を希望する UJI ターン者をはじめ，島内外の漁業就業希望者の情報を市町に提供し，市町は就業希望者に就労・居住に必要な情報の提供を行う。

また，就業希望者については，地域内の３漁協，県，県漁連は，県が実施する「入門研修」及び「短期研修」，県漁連が実施する「中期研修」，国の漁業担い手確保・育成対策事業である「長期研修」を活用し，新規就業希望者の円滑な就業，定着を推進する。

（３）漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

○県漁業調整規則，熊毛海区漁業調整委員会指示，共同漁業権行使規則

トコブシ・アサヒガニ・イセエビ類・ブリ（モジャコ）等については，鹿児島県漁業調整規則による禁止期間，体長等の制限が行われているほか，熊毛海区漁業調整委員会指示によるマダイの体長制限，アサヒガニの禁止期間拡大，甲長制限が行われている。また，トコブシ・アサヒガニ・イセエビ類等については共同漁業権行使規則において，さらに厳しい禁止期間を設けている。

○鹿児島県資源管理指針
　種子島漁業協同組合は一本釣・キビナゴ流網・ロープ曳きとびうお浮敷網・延縄・固定式さし網・曳縄・定置網について，南種子及び屋久島漁業協同組合は一本釣漁業について休漁による資源管理措置を実施している。

○マチ類資源回復方針
　マチ類（アオダイ，ハマダイ，ヒメダイ，オオヒメ）については，資源の維持・増大を目標に，「マチ類広域資源管理方針」に基づき熊毛・奄美海域に 19 箇所の保護区，保護期間を設定して資源回復に努めている。

○その他
　離島漁業再生支援交付金を活用し，地域の重要な水産資源であるトコブシ・アオリイカ・マダイ・スジアラの維持増大を図るため，トコブシについては種苗放流及び藻場造成，アオリイカについてはイカ柴の設置，マダイ，スジアラについては種苗放流の活動を行っている。

（4）具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）
1年目（令和4年度）

取組内容	＜機能再編・地域活性化に関する取組＞ ①　マーケットインの取り組みの推進 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，県は消費者や飲食店へのアンケート調査等を実施する。地域内の３漁協，４市町及び県はアンケート調査を元に，島内外における地域水産物のニーズ把握や，開発すべき加工商品等についての検討を開始する。 　また，消費者の求める水産物の提供に必要な資機材，機能についての情報収集を地域内の３漁協が主体となって開始するとともに，各漁協は必要な資機材の整備を開始する。 ・県が主体となり，地域内の３漁協，４市町と連携し，「熊毛地区水産振興会」の活動として，鮮魚の質の向上を図るため，新たな鮮度保持技術，活魚出荷技術について情報収集に努め，鮮度保持技術や，活魚出荷に資する機器の選定，対象とする魚種など，今後実施する試験の具体的な内容について検討する。 ・地域内の３漁協は，地域水産物について市町とも連携し，ふるさと納税やＳＮＳ等を活用した情報発信を検討する。種子島漁協は HP のネット販売商品の充実を検討し，南種子町漁協及び屋久島漁協は，ネット販売の開始について検討する。 　また，県は地域内の３漁協及び４市町の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，島外における認知度向上，消費拡大のためフェアを実施する。

	② 利益率，付加価値向上の取り組みの推進 ・地域内の３漁協は，スジアラ，フエダイ等の活魚の出荷調整について協議を開始するとともに，時化などにより市場が高値の時に出荷する方策として，「熊毛地区水産振興会」の活動として，新たな冷凍技術を活用した調整保管についての検討を開始する。 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，種子島漁協，屋久島漁協と県が主体となり地域特産魚であるトビウオ，キビナゴ等について，新たな加工品の開発や新たな食べ方の普及についての検討を開始する。 ・地域内の３漁協は，それぞれの加工品を相互に各直売店で販売する取組について，検討を開始する。 ・地域内の３漁協は，操業に欠かせない燃油，氷，漁具などの資材等について，漁業者が地域内の他漁協にて油，氷等を購入する際，所属漁協で購入するのと同じように購入できる状況には至っていないことから，円滑な相互供給に向けた連携について検討を開始する。 ・定置網漁業については，操業の安定化を図るために，定置網においてクロマグロの入網が見られた際，混獲を回避するための取組を行う。 ・口永良部島においては，地域特産物の安定出荷が図られるよう口永良部漁港の機能の維持，増進を推進する。 ③ 漁村活性化の取り組みの推進 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，地域内の３漁協は、お魚まつり等のイベントを，漁村集落や，青壮年部，学校，市町，県の協力を得ながら開催することにより魚食普及活動を推進する。 ・地域内の漁業集落等は，漁協，市町，県の協力を得ながら，熊毛地域の漁村に伝わる水産物の利活用や伝統漁業といった地域資源の情報を出前授業，料理教室を通じて地元の子ども達に発信する。 ・地域内の３漁協は，観光客を対象とした「体験」を核とするブルーツーリズムの実施について，観光協会等と連携し検討を開始する。 ＜中核的担い手の育成に関する取組＞ ④ 中核的漁業者の育成と女性の活動促進 ・当再生委員会は，意欲と能力のある漁業者について中核的漁業者として認定を進める。地域内の３漁協は，鹿児島県漁業協同組合連合会と連携し，浜の担い手漁船リース緊急事業や競争力強化型機器等導入事業等の導入を推進し，中核的漁業者の経営基盤の強化を図る。 ・県は，漁協，市町の協力を得ながら，漁協青壮年部や地域の漁業士等を対象に，「熊毛地区水産振興会」の活動として各種研修会や調査研究活動を実施し，当該漁業者の経営基盤の強化を図る。

	・地域内の３漁協は，水産加工や魚食普及に取り組む漁村女性の活動を積極的に支援するとともに，中核的担い手と漁村女性との連携や，漁協青壮年部間の交流，連携のほか，地域の量販店など異業種間との交流について検討を開始する。 ⑤　新規就業者の確保育成 ・地域内の３漁協は，地域に移住を希望するUJIターン者や島内外の漁業就業希望者がいた場合は，市町に情報提供を行う。市町は就業希望者に対し就労・居住に必要な情報提供を行う。 ・地域内の３漁協，県，県漁連は，県が実施する「入門研修」及び「短期研修」，県漁連が実施する「中期研修」，国の漁業担い手確保・育成対策事業である「長期研修」を複合的に活用し，新規就業希望者の円滑な就業、定着を推進する。 ・地域内の３漁協は，漁業集落，市町，県等の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，小中学校の学校給食への地魚提供を行うとともに，お魚まつり等のイベントにおいて，小中学生に漁業や水産物に触れる機会を提供することにより，漁業や水産物への関心を高める取り組みを推進する。
活用する支援措置等	・競争力強化型機器等導入緊急対策事業　【関連項目　④】 ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業　【関連項目　④】 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業　【関連項目　④】 ・離島漁業再生支援交付金　【関連項目①③④⑤】 ・漁業構造改革推進事業　【関連項目　④】 ・漁業担い手確保・育成事業　【関連項目　⑤】 ・かごんま漁師育成推進事業（県）　【関連項目　⑤】 ・種子島周辺漁業対策事業　【関連項目　②】 ・地域振興推進事業（県）　【関連項目①②③④⑤】 ・クロマグロの混獲回避活動支援　【関連項目　②】 ・水産業競争力強化漁港機能増進事業　【関連項目　②】

２年目（令和５年度）

取組内容	＜機能再編・地域活性化に関する取組＞ ①　マーケットインの取り組みの推進 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，県は消費者や飲食店へのアンケート調査等を実施する。地域内の３漁協，４市町及び県はアンケート調査を元に，島内外における地域水産物のニーズ把握や，加工商品等の開発についての検討を継続する。 　また，消費者の求める水産物の提供に必要な資機材についての情報収集を地域内の３漁協が主体となって進めるとともに，各漁協は必要な資機材について

	整備を継続する。 ・県が主体となり，地域内の３漁協，４市町と連携し，「熊毛地区水産振興会」の活動として，鮮魚の質の向上を図るため，新たな鮮度保持技術，活魚出荷技術の情報収集に努め，導入によるメリットが期待できる鮮度保持技術や活魚出荷技術を選定し、試験を開始する。 ・地域内の３漁協は，地域水産物について市町とも連携し，ＳＮＳやふるさと納税等を活用した情報発信についての検討を継続する。種子島漁協は HP のネット販売商品の充実を図るため新商品の試験販売を行う。屋久島漁協は HP の立ち上げについて，南種子町漁協及び屋久島漁協はネット販売の開始について引き続き検討する。 　また，県は地域内の３漁協及び４市町の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として島外における認知度向上，消費拡大のため引き続きフェアを実施する。 ②　利益率，付加価値向上の取り組みの推進 ・地域内の３漁協は，スジアラ，フエダイ等の活魚の出荷調整について協議を行うとともに，時化などにより市場が高値の時に出荷するため，「熊毛地区水産振興会」の活動として，新たな冷凍技術を活用した調整保管についての検討を継続する。 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，種子島漁協，屋久島漁協と県が主体となり地域特産魚であるトビウオ，キビナゴ等について，新たな加工品の開発や新たな食べ方の普及についての検討を継続する。 ・地域内の３漁協は，相互の加工品を直売施設で販売する取組について，引き続き検討を行う。 ・地域内の３漁協は，操業に欠かせない燃油，氷，漁具などの資材等について，漁業者による地域内の他漁協での油，氷等の購入がさらに円滑化するよう，供給の連携についての検討を継続する。 ・定置網漁業については，操業の安定化を図るために，定置網においてクロマグロの入網が見られた際，混獲を回避するための取組を行う。 ・口永良部島においては，地域特産物の安定出荷が図られるよう口永良部漁港の機能の維持，増進を推進する。 ③　漁村活性化の取り組みの推進 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，地域内の３漁協は、お魚まつり等のイベントを，漁村集落や，青壮年部，学校，市町，県の協力を得ながら開催することにより魚食普及活動を推進する。 ・地域内の漁業集落等は，漁協，市町，県の協力を得ながら熊毛地域の漁村に伝わる水産物の利活用や伝統漁業といった地域資源の情報を出前授業，料理教室を通じて地元の子ども達に発信する。

	・地域内の３漁協は，観光客を対象とした「体験」を核とするブルーツーリズムの実施について，観光協会等と連携して検討を継続する。 ＜中核的担い手の育成に関する取組＞ ④　中核的漁業者の育成と女性の活動促進 ・当再生委員会は，意欲と能力のある漁業者について中核的漁業者として認定を進める。地域内の３漁協は，鹿児島県漁業協同組合連合会と連携し，浜の担い手漁船リース緊急事業や競争力強化型機器等導入事業等の導入を推進し，中核的漁業者の経営基盤の強化を図る。 ・県は，漁協，市町の協力を得ながら，漁協青壮年部，地域の漁業士等を対象に,「熊毛地区水産振興会」の活動としての各種研修会や調査研究活動を継続して実施し，当該漁業者の経営基盤の強化を図る。 ・地域内の３漁協は，水産加工や魚食普及に取り組む漁村女性の活動を積極的に支援するとともに，中核的担い手と漁村女性との連携や，漁協青壮年部間の交流，連携のほか，地域の量販店など異業種間との交流についての検討を継続する。 ⑤　新規就業者の確保育成 ・地域内の３漁協は，地域に移住を希望する UJI ターン者や島内外の漁業就業希望者がいた場合は，市町に情報提供を行う。市町は就業希望者に対し就労・居住に必要な情報提供を行う。 ・地域内の３漁協，県，県漁連は，県が実施する「入門研修」及び「短期研修」，県漁連が実施する「中期研修」，国の漁業担い手確保・育成対策事業である「長期研修」を複合的に活用し，新規就業希望者の円滑な就業、定着を推進する。 ・地域内の３漁協は，漁業集落，市町，県等の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，小中学校の学校給食への地魚提供を行うとともに，お魚まつり等のイベントにおいて，小中学生に漁業や水産物に触れる機会を提供することにより，漁業や水産物への関心を高める取り組みを推進する。
活用する支援措置等	・競争力強化型機器等導入緊急対策事業　【関連項目　④】 ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業　【関連項目　④】 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業　【関連項目　④】 ・離島漁業再生支援交付金　【関連項目①③④⑤】 ・漁業構造改革総合対策事業　【関連項目　④】 ・新規漁業就業者総合支援事業　【関連項目　⑤】 ・かごんま漁師育成推進事業（県）　【関連項目　⑤】 ・種子島周辺漁業対策事業　【関連項目　②】

	・地域振興推進事業（県）　【関連項目①②③④⑤】 ・クロマグロの混獲回避活動支援　【関連項目　②】 ・水産業競争力強化漁港機能増進事業　【関連項目　②】

３年目（令和６年度）

取組内容	＜機能再編・地域活性化に関する取組＞ ①　マーケットインの取り組みの推進 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，県は消費者や飲食店へのアンケート調査等を実施する。地域内の３漁協，４市町及び県はアンケート調査を元に，島内外における地域水産物のニーズ把握や，加工商品の開発等についての検討を継続する。 　また，消費者の求める水産物の提供に必要な資機材の導入について，地域内の３漁協は計画的に整備を行う。 ・県が主体となり，地域内の３漁協，４市町と連携し，「熊毛地区水産振興会」の活動として，鮮魚の質の向上を図るため，新たな鮮度保持技術，活魚出荷技術の情報収集に努める。前年度の試験結果を踏まえつつ，導入によるメリットが期待できる技術について試験を行う。 ・地域内の３漁協は地域水産物について市町とも連携し，ＳＮＳやふるさと納税等を活用した情報発信を試験的に開始する。種子島漁協は HP のネット販売商品の充実を図るため新商品の試験販売を引き続き行う。屋久島漁協は，HP の運用を開始するとともに，南種子町漁協及び屋久島漁協はネット販売の開始について引き続き検討する。 　また，県は地域内の３漁協及び４市町の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として島外における認知度向上，消費拡大のため引き続きフェアを実施する。 ②　利益率，付加価値向上の取り組みの推進 ・地域内の３漁協は，スジアラ，フエダイ等の活魚の出荷調整について，調整の整った魚種から出荷調整を開始するとともに，時化などにより市場が高値の時に出荷するため，「熊毛地区水産振興会」の活動として，新たな冷凍技術を活用した調整保管に係る必要な資機材の導入試験を行い，利益率の向上について検討する。 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，種子島漁協，屋久島漁協と県が主体となり地域特産魚であるトビウオ，キビナゴ等について，新たな加工品の開発や新たな食べ方の普及について，試作，試食会を実施する。 ・地域内の３漁協は，相互の加工品を直売施設で販売する取組について，試験販売を相互に開始する。 ・地域内の３漁協等は，操業に欠かせない燃油，氷，漁具などの資材等につい

	て，漁業者による地域内の他漁協での油，氷等の購入がさらに円滑化するよう，供給の連携について引き続き検討を行う。 ・定置網漁業については，操業の安定化を図るために，定置網においてクロマグロの入網が見られた際，混獲を回避するための取組を行う。 ③　漁村活性化の取り組みの推進 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，地域内の３漁協は，お魚まつり等のイベントを，漁村集落や，青壮年部，学校，市町，県の協力を得ながら開催することにより魚食普及活動を推進する。 ・地域内の漁業集落等は，漁協，市町，県の協力を得ながら熊毛地域の漁村に伝わる水産物の利活用や伝統漁業といった地域資源の情報を出前授業，料理教室を通じて地元の子ども達に発信する。 ・地域内の３漁協は，観光客を対象とした「体験」を核とするブルーツーリズムの実施について，観光協会等と連携して検討を継続する。 ＜中核的担い手の育成に関する取組＞ ④　中核的漁業者の育成と女性の活動促進 ・当再生委員会は，意欲と能力のある漁業者について中核的漁業者として認定を進める。地域内の３漁協は，鹿児島県漁業協同組合連合会と連携し，浜の担い手漁船リース緊急事業や競争力強化型機器等導入事業等の導入を推進し，中核的漁業者の経営基盤の強化を図る。 ・県は、漁協，市町の協力を得ながら，漁協青壮年部，地域の漁業士等を対象に，「熊毛地区水産振興会」の活動としての各種研修会や調査研究活動を継続して実施し，当該漁業者の経営基盤の強化を図る。 ・地域内の３漁協は，水産加工や魚食普及に取り組む漁村女性の活動を積極的に支援するとともに，中核的担い手と漁村女性との連携や，漁協青壮年部間の交流，連携のほか，地域の量販店など異業種間との交流について，可能なものから開始する。 ⑤ 新規就業者の確保育成 ・地域内の３漁協は，地域に移住を希望する UJI ターン者や島内外の漁業就業希望者がいた場合は，市町に情報提供を行う。市町は就業希望者に対し就労・居住に必要な情報提供を行う。 ・地域内の３漁協，県，県漁連は，県が実施する「入門研修」及び「短期研修」，県漁連が実施する「中期研修」，国の漁業担い手確保・育成対策事業である「長期研修」を複合的に活用し，新規就業希望者の円滑な就業、定着を推進する。 ・地域内の３漁協は，漁業集落，市町，県等の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，小中学校の学校給食への地魚提供を行うとともに，お魚まつり等のイベントにおいて，小中学生に漁業や水産物に触

	れる機会を提供することにより，漁業や水産物への関心を高める取り組みに努める。
活用する支援措置等	・競争力強化型機器等導入緊急対策事業　【関連項目　④】 ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業　【関連項目　④】 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業　【関連項目　④】 ・離島漁業再生支援交付金　【関連項目①③④⑤】 ・漁業構造改革総合対策事業　【関連項目　④】 ・新規漁業就業者総合支援事業　【関連項目　⑤】 ・かごんま漁師育成推進事業（県）　【関連項目　⑤】 ・種子島周辺漁業対策事業　【関連項目　②】 ・地域振興推進事業（県）　【関連項目①②③④⑤】 ・クロマグロの混獲回避活動支援　【関連項目　②】

４年目（令和７年度）

取組内容	＜機能再編・地域活性化に関する取組＞ ①　マーケットインの取り組みの推進 ・地域内の３漁協は，消費者や飲食店へのアンケート調査等の結果を踏まえ，島内外における地域水産物の需要に応じた供給を開始するとともに，ニーズに応じた加工商品の開発試験を行う。 　また，消費者の求める水産物の提供に必要な資機材について，地域内の３漁協は計画的に整備を行う。 ・県が主体となり，地域内の３漁協，４市町と連携し，「熊毛地区水産振興会」の活動として，鮮魚の質の向上を図るため，これまでの試験結果を踏まえつつ新たな鮮度保持技術，活魚出荷技術の情報収集に努める。導入によるメリットが期待できる技術について試験を行い，試験の結果，良好な結果が得られた技術については，各漁協は順次導入を検討し，導入可能な技術は導入を開始する。 ・地域内の３漁協は地域水産物について，市町とも連携しＳＮＳやふるさと納税等を活用した情報発信を行う。種子島漁協は HP におけるネット販売商品の充実を図り，サブスクによる顧客獲得について検討する。南種子町漁協及び屋久島漁協は HP 上に販売サイトを立ち上げ，ネット販売を開始し，取り扱う商品の充実を検討する。 　また，県は地域内の３漁協及び４市町の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として島外における認知度向上，消費拡大のため引き続きフェアを実施する。 ②　利益率，付加価値向上の取り組みの推進 ・地域内の３漁協は，スジアラ，フエダイ等の活魚の出荷調整について，調整の整った魚種から出荷調整を行うとともに,時化などにより市場が高値の時に出荷

	するため，「熊毛地区水産振興会」の活動として，新たな冷凍技術を活用した調整保管に必要な資機材の導入試験を継続し，利益率の向上についての検討も継続する。 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，種子島漁協，屋久島漁協と県が主体となり地域特産魚であるトビウオ，キビナゴ等について，新たな加工品の開発や新たな食べ方の普及について，引き続き試作，試食会を実施する。 ・地域内の３漁協は，連携しながら相互の加工品を互いの直売施設で販売することにより，商品の充実を図り直売所の販売力の強化を図る。 ・地域内の３漁協は，操業に欠かせない燃油，氷，漁具などの資材等について，漁業者による地域内の他漁協での油，氷等を購入がさらに円滑化するよう，供給の連携について引き続き検討を行う。 ・定置網漁業については，操業の安定化を図るために，定置網においてクロマグロの入網が見られた際，混獲を回避するための取組を行う。 ③　漁村活性化の取り組みの推進 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，地域内の３漁協は，お魚まつり等のイベントを，漁村集落や，青壮年部，学校，市町，県の協力を得ながら開催することにより魚食普及活動を推進する。 ・地域内の漁業集落等は，漁協，市町，県の協力を得ながら熊毛地域の漁村に伝わる水産物の利活用や伝統漁業といった地域資源の情報を出前授業，料理教室を通じて地元の子ども達に発信する。 ・地域内の３漁協は，観光客を対象とした「体験」を核とするブルーツーリズムの実施について，観光協会等と連携して検討を継続する。 ＜中核的担い手の育成に関する取組＞ ④　中核的漁業者の育成と女性の活動促進 ・当再生委員会は，意欲と能力のある漁業者について中核的漁業者として認定を進める。地域内の３漁協は，鹿児島県漁業協同組合連合会と連携し，浜の担い手漁船リース緊急事業や競争力強化型機器等導入事業等の導入を推進し，中核的漁業者の経営基盤の強化を図る。 ・県は漁協，市町の協力を得ながら，漁協青壮年部，地域の漁業士等を対象に，「熊毛地区水産振興会」の活動として各種研修会や調査研究活動を実施し，当該漁業者の経営基盤の強化を図る。 ・地域内の３漁協は，水産加工や魚食普及に取り組む漁村女性の活動を積極的に支援するとともに，中核的担い手と漁村女性との連携や，漁協青壮年部間の交流，連携のほか，地域の量販店など異業種間との交流について，可能なものから推進する。

	⑤　新規就業者の確保育成 ・地域内の３漁協は，地域に移住を希望するUJIターン者や島内外の漁業就業希望者がいた場合は，市町に情報提供を行う。市町は就業希望者に対し就労・居住に必要な情報提供を行う。 ・地域内の３漁協，県，県漁連は，県が実施する「入門研修」及び「短期研修」，県漁連が実施する「中期研修」，国の漁業担い手確保・育成対策事業である「長期研修」を複合的に活用し，新規就業希望者の円滑な就業、定着を推進する。 ・地域内の３漁協は，漁業集落，市町，県等の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，小中学校の学校給食への地魚提供を行うとともに，お魚まつり等のイベントにおいて，小中学生に漁業や水産物に触れる機会を提供することにより，漁業や水産物への関心を高める取り組みに努める。
活用する支援措置等	・競争力強化型機器等導入緊急対策事業　【関連項目　④】 ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業　【関連項目　④】 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業　【関連項目　④】 ・離島漁業再生支援交付金　【関連項目①③④⑤】 ・漁業構造改革総合対策事業　【関連項目　④】 ・新規漁業就業者総合支援事業　【関連項目　⑤】 ・かごんま漁師育成推進事業（県）　【関連項目　⑤】 ・種子島周辺漁業対策事業　【関連項目　②】 ・地域振興推進事業（県）　【関連項目①②③④⑤】 ・クロマグロの混獲回避活動支援　【関連項目　②】

５年目（令和８年度）

取組内容	＜機能再編・地域活性化に関する取組＞ ① マーケットインの取り組みの推進 ・地域内の３漁協は，消費者や飲食店へのアンケート調査結果を踏まえ，島内外における地域水産物の需要に応じた適確な供給に努めるとともに，開発した加工商品の試験販売を行う。 　また，消費者の求める水産物の提供に必要な資機材について，地域内の３漁協は計画的に整備を行う。 ・県が主体となり，地域内の３漁協，４市町と連携し，「熊毛地区水産振興会」の活動として，鮮魚の質の向上を図るため，これまでの試験結果を踏まえつつ新たな鮮度保持技術，活魚出荷技術の情報収集に努める。導入によるメリットが期待できる技術について試験を行い，試験の結果，良好な結果が得られた技術については，各漁協は順次導入を検討し，導入可能な技術は導入する。 ・地域内の３漁協は地域水産物について，市町とも連携しＳＮＳやふるさと納

	税等を活用した情報発信を行う。種子島漁協は HP におけるネット販売商品の充実を図り，サブスクによる販売を開始する。南種子町漁協及び屋久島漁協はネット販売で扱う商品の充実を図り，種子島漁協の事例を参考にサブスクによる販売ついて検討を開始する。 　また，県は地域内の３漁協及び４市町の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として島外における認知度向上，消費拡大のため引き続きフェアを実施する。 ② 利益率，付加価値向上の取り組みの推進 ・地域内の３漁協は，スジアラ，フエダイ等の活魚の出荷調整を行うことにより魚価の向上に努めるとともに，時化などにより市場が高値の時に出荷するため，新たな冷凍技術を活用した調整保管について、導入試験の結果、良好な結果が得られた資機材を導入し，利益率の向上を図る。 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，種子島漁協，屋久島漁協と県が主体となり地域特産魚であるトビウオ，キビナゴ等について，試食会等の結果を踏まえ，新たな加工品や新たな食べ方についての普及を開始する。 ・地域内の３漁協は，連携しながら相互の加工品を互いの直売施設で販売することにより，商品の充実を図り直売所の販売力の強化を図る。 ・地域内の３漁協は，操業に欠かせない燃油，氷，漁具などの資材等について，漁業者による地域内の他漁協での油，氷等の購入がさらに円滑化する体制を構築し，試験運用を開始する。 ・定置網漁業については，操業の安定化を図るために，定置網においてクロマグロの入網が見られた際，混獲を回避するための取組を行う。 ③ 漁村活性化の取り組みの推進 ・「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，地域内の３漁協は，お魚まつり等のイベントを，漁村集落や，青壮年部，学校，市町，県の協力を得ながら開催することにより魚食普及活動を推進する。 ・地域内の漁業集落等は，漁協，市町，県の協力を得ながら熊毛地域の漁村に伝わる水産物の利活用や伝統漁業といった地域資源の情報を出前授業，料理教室を通じて地元の子ども達に発信する。 ・地域内の３漁協は，観光客を対象とした「体験」を核とするブルーツーリズムを観光協会等と連携し，前年までの検討の結果、成立した企画について、試験的な取組を開始する。 ＜中核的担い手の育成に関する取組＞ ④ 中核的漁業者の育成と女性の活動促進 ・当再生委員会は，意欲と能力のある漁業者について中核的漁業者として認定を進める。地域内の３漁協は，鹿児島県漁業協同組合連合会と連携し，浜の担

	い手漁船リース緊急事業や競争力強化型機器等導入事業等の導入を推進し，中核的漁業者の経営基盤の強化を図る。 ・県は漁協，市町の協力を得ながら，漁協青壮年部，地域の漁業士等を対象に，「熊毛地区水産振興会」の活動として各種研修会や調査研究活動を実施し，当該漁業者の経営基盤の強化を図る。 ・地域内の３漁協は，水産加工や魚食普及に取り組む漁村女性の活動を積極的に支援するとともに，中核的担い手と漁村女性との連携や，漁協青壮年部間の交流，連携のほか，地域の量販店など異業種間との交流を推進する。 ⑤ 新規就業者の確保育成 ・地域内の３漁協は，地域に移住を希望する UJI ターン者や島内外の漁業就業希望者がいた場合は，市町に情報提供を行う。市町は就業希望者に対し就労・居住に必要な情報提供を行う。 ・地域内の３漁協，県，県漁連は，県が実施する「入門研修」及び「短期研修」，県漁連が実施する「中期研修」，国の漁業担い手確保・育成対策事業である「長期研修」を複合的に活用し，新規就業希望者の円滑な就業、定着を推進する。 ・地域内の３漁協は，漁業集落，市町，県等の協力を得ながら「熊毛のさかな魅力発見・発信委員会」の活動として，小中学校の学校給食への地魚提供を行うとともに，お魚まつり等のイベントにおいて，小中学生に漁業や水産物に触れる機会を提供することにより，漁業や水産物への関心を高める取り組みに努める。
活用する支援措置等	・競争力強化型機器等導入緊急対策事業　【関連項目　④】 ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業　【関連項目　④】 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業　【関連項目　④】 ・離島漁業再生支援交付金　【関連項目①③④⑤】 ・漁業構造改革総合対策事業　【関連項目　④】 ・新規漁業就業者総合支援事業　【関連項目　⑤】 ・かごんま漁師育成推進事業（県）　【関連項目　⑤】 ・種子島周辺漁業対策事業　【関連項目　②】 ・地域振興推進事業（県）　【関連項目①②③④⑤】 ・クロマグロの混獲回避活動支援　【関連項目　②】

（５）関係機関との連携

・市場開拓・販売促進・漁獲及び出荷取扱いの規格化・共同出荷・調整保管・情報発信・漁船の取得・漁具等資材，燃油，氷等の安定供給・新規就業者の確保育成については鹿児島県漁業協同組合連合会と連携する。 ・鮮度保持，冷凍技術，加工品開発については，鹿児島県水産技術開発センターと連携する。

（６）他産業との連携

・航空便による大消費地への出荷は，種子島・屋久島・鹿児島各空港の貨物取扱い業者と連携する。
・漁村における地域資源発掘，ブルーツーリズムを通じた交流促進は，地域内市町商工観光部局，種子島観光協会・（公社）屋久島観光協会と連携する。
・お魚料理教室等魚食普及活動については，地域内市町給食センター，小中高等学校，食生活改善推進員と連携する。
・異業種間交流については，地域内市町の商工，観光，農林業部局，地域内商工会と連携する。

４　成果目標

（１）成果目標の考え方

〇機能再編・地域活性化
①マーケットインの取組及び利益率，付加価値向上のための取組の成果目標として，地域内漁協で水揚げされる水産物の平均単価の向上を設定した。

②漁村活性化の成果目標として，地域の小中学校における地魚料理教室や地域漁業等についての講演の参加学校数の増を設定した。

③中核的担い手の育成及び新規就業者の確保育成の成果目標として，中核的漁業者の増を設定した。

（２）成果目標

①-1 平均単価の向上 サバ類	基準年	令和２年度：420（円／kg）
	目標年	令和８年度：433（円／kg）
①-2 平均単価の向上 ブリ類	基準年	令和２年度：548（円／kg）
	目標年	令和８年度：564（円／kg）
①-3 平均単価の向上 メダイ	基準年	令和２年度：720（円／kg）
	目標年	令和８年度：742（円／kg）
①-4 平均単価の向上 アサヒガニ	基準年	令和２年度：2,065（円／kg）
	目標年	令和８年度：2,127（円／kg）
①-5 平均単価の向上 ムツ類	基準年	令和２年度：1,237（円／kg）
	目標年	令和８年度：1,275（円／kg）
①-6 平均単価の向上 アオダイ類	基準年	令和２年度：842（円／kg）
	目標年	令和８年度：867（円／kg）
①-7 平均単価の向上 ハマダイ類	基準年	令和２年度：1,031（円／kg）
	目標年	令和８年度：1,062（円／kg）

①-8 平均単価の向上 キビナゴ	基準年	令和２年度：489（円／kg）
	目標年	令和８年度：503（円／kg）
①-9 平均単価の向上 トビウオ類	基準年	令和２年度：268（円／kg）
	目標年	令和８年度：276（円／kg）
①-10 平均単価の向上 ハタ類	基準年	令和２年度：1,786（円／kg）
	目標年	令和８年度：1,839（円／kg）
①-11 平均単価の向上 カツオ・マグロ類	基準年	令和２年度：565（円／kg）
	目標年	令和８年度：582（円／kg）
①-12 平均単価の向上 その他	基準年	令和２年度：959（円／kg）
	目標年	令和８年度：988（円／kg）
② 地魚料理教室の参加学校数の増	基準年	令和２年度：４校
	目標年	令和８年度：１０校
③ 中核的漁業者の増	基準年	令和２年度：８人
	目標年	令和８年度：２２人

（３）上記の算出方法及びその妥当性

① 平均単価の向上

マーケットインの取り組み及び利益率，付加価値向上のための取り組みの成果目標として，地域内漁協で水揚げされる水産物の平均単価の向上を設定した。

単価向上策として，①マーケットインの取り組みによる単価向上，②漁協間の出荷調整による単価向上，③冷凍調整保管による単価向上の３つとした。

それぞれの対象魚種は次のとおり

①加工と鮮魚の双方でマーケットインを推進：キビナゴ，トビウオ類（鮮魚として広く流通しているが，多獲性魚類で安価なため加工原料としても活用可能）

鮮魚でマーケットインを推進：サバ類，ブリ類，メダイ，アオダイ，ハマダイ等（市場での評価が高く，適確なニーズ把握で単価の向上が可能）

②島外への活魚出荷の際の漁協間での出荷調整：ハタ類（活魚で島外出荷が行われているが，出荷調整により単価の向上が可能）

③冷凍調整保管：カツオ，マグロ類（漁獲が多いと極端に単価が下落するため，大量入荷時，冷凍調整することにより単価の向上が可能）

詳細は別添資料のとおり

② 地魚料理教室の参加学校数

地域内の漁協，漁業集落等が連携し，地域の小中学校において，地魚の料理教室，捌き方教室，地域漁業に関する講演等について，現状の４校から，地域の学校等に積極的に働きかけを行うことにより，令和８年度は１０校で実施することを目標とする。

令和２年度	
市町	学校数
西之表市	0
中種子町	2
南種子町	1
屋久島町	1
計	**4**

⇩

令和８年度	
市町	学校数
西之表市	3
中種子町	3
南種子町	2
屋久島町	2
計	**10**

③ 中核的漁業者認定数

各地区から挙げられている中核的漁業者候補及び各地区漁業振興に必要な中核的漁業者数として，地区内９漁業集落※から，１～２人を認定することで令和８年度までに１４人（種子島漁協（６漁業集落）９人，南種子町漁協（１漁業集落）２人，屋久島漁協（２漁業集落）３人）　を，将来の漁業・漁村地域を担う意欲ある中核的漁業者として認定する。

※漁業集落…離島漁業再生支援交付金事業に取り組む漁業集落

令和２年度	
漁　　協	中核的漁業者数
種子島	3
南種子町	0
屋久島	5
計	**8**

⇩

令和８年度	
漁　　協	中核的漁業者数
種子島	12
南種子町	2
屋久島	8
計	**22**

5　関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
競争力強化型機器導入緊急対策事業（国）	生産性向上のために，意欲ある浜の中核的漁業者（担い手）等の機器整備を行う。
競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	生産性維持・向上のために，意欲ある浜の中核的漁業者（担い手）の漁船購入取得を行う。
水産業成長産業化沿岸地域創出事業	地域水産業成長産業化計画に基づき資源管理の取り組みを推進しつつ，収益性の向上を図る計画参加漁業者に対し，漁船をリースする。
離島漁業再生支援交付金（国）	離島漁業の再生のため，漁場の生産力の向上のための取組，漁業の再生のための実践的な取組を行う。また，45 歳以下の新規漁業就業者に対し，漁船をリースする。
漁業構造改革総合対策事業（国）	地域プロジェクト改革計画に基づき，改革型漁船等の収益性改善の実証事業を実施する。
新規漁業就業者総合支援事業（国）	新規就業希望者の漁業現場での長期研修を実施する。
かごんま漁師育成推進事業（県単）	新規就業者の確保育成及び定着率向上を図るため，関係機関と連携し，漁業学校における就業支援や，新米漁業者みまもり隊の運営・活動を支援する。
種子島周辺漁業対策事業（JAXA）	広域浜プラン遂行のため，当該事業により施設の整備等を行う。
地域振興推進事業（県単）	・島外における「熊毛のさかな」の消費拡大を図るため，鹿児島市内の飲食店でフェアを開催し，熊毛のさかなの周知を図る。 ・熊毛のさかなを食材とした家庭等でも簡単に調理できる新たな商品やメニューを開発する。 ・小・中学校において，魚を学び，調理し，食する機会を提供する。
クロマグロの混獲回避支援事業（国）	広域浜プランに基づく水産業の競争力強化・体質強化に資する取組を推進するため，太平洋クロマグロの資源管理に伴う混獲回避の取組に対して支援し，定置網漁業の安定的な操業の確保を図る。
水産業競争力強化漁港機能増進事業（国）	口永良部島においては，地域特産品のイセエビ等の安定出荷が図られるよう口永良部漁港の機能の維持，増進を推進する。

別紙（別記様式第２号）

中核的漁業者（浜の担い手漁船リース緊急事業）

浜の担い手漁船リース緊急事業を活用して中古漁船又は新造漁船を借り受ける個人又は法人経営体を将来の漁業・漁村地域を担う意欲ある中核的漁業者として認定し、①当該漁業者の氏名（法人経営体の場合は法人名）、②当該漁業者が浜の活力再生広域プラン及びそれに関連する浜の活力再生プランの実現のために実施する競争力強化の具体的な取組、③取組に必要な漁船等について記載する。

令和４年１０月１８日現在

中核的漁業者 （認定時の年齢）	競争力強化の取組	取組に必要な漁船 （貸付対象漁船）	備　考 （後継者の年齢は認定時）
中河輝幸 (48 歳)	料理教室やイベントへの参加，協力による魚食普及及び販路の拡大 鮮度保持技術の向上による魚価の向上 漁船の性能向上や機器導入による操業の効率化，コストの削減 新規就業者等への漁労技術の指導等による後継者育成	一本釣漁業 9.7 トン，502kw	H29.3.15 承認
横林伸英 (45 歳)	料理教室やイベントへの参加，協力による魚食普及及び販路の拡大 鮮度保持技術の向上による魚価の向上 漁船の性能向上や機器導入による操業の効率化，コストの削減 新規就業者等への漁労技術の指導等による後継者育成	一本釣漁業 未定トン	H29.12.1 承認
荒河勝文 (53 歳)	料理教室やイベント への参加，協力による魚食普及及び販路の拡大 鮮度保持技術の向上による魚価の向上 漁船の性能向上や機器導入による操業の効率化，コストの削減 新規就業者等への漁労技術の指導等による後継者育成	刺網漁業 未定トン	H29.12.1 承認
田中　実 (53 歳)	料理教室やイベントへの参加，協力による魚食普及及び販路の拡大 トビウオの新たな加工品開発による付加価値の向上 漁船の性能向上や機器導入による操業の効率化，コストの削減 新規就業者等への漁労技術の指導等による後継者育成	トビウオロープ曳き漁業，未定トン	H29.3.15 承認
箕作秀吉 (48 歳)	料理教室やイベントへの参加，協力による魚食普及及び販路の拡大 トビウオの新たな加工品開発による付加価値の向上	トビウオロープ曳き漁業，未定トン	H29.3.15 承認

	漁船の性能向上や機器導入による操業の効率化，コストの削減 新規就業者等への漁労技術の指導等による後継者育成		
末原新市 (59 歳)	料理教室やイベントへの参加，協力による魚食普及及び販路の拡大 トビウオの新たな加工品開発による付加価値の向上 漁船の性能向上や機器導入による操業の効率化，コストの削減 新規就業者等への漁労技術の指導等による後継者育成	トビウオロープ曳き漁業，未定トン	H29.3.15 承認 後継者 末原成人 (35 歳)
川東信樹 (65 歳)	料理教室やイベントへの参加，協力による魚食普及及び販路の拡大 トビウオの新たな加工品開発による付加価値の向上 漁船の性能向上や機器導入による操業の効率化，コストの削減 新規就業者等への漁労技術の指導等による後継者育成	トビウオロープ曳き漁業，未定トン	H29.3.15 承認 後継者 川東竜馬 (39 歳)
日高和一 (64 歳)	料理教室やイベントへの参加，協力による魚食普及及び販路の拡大 トビウオの新たな加工品開発による付加価値の向上 漁船の性能向上や機器導入による操業の効率化，コストの削減 新規就業者等への漁労技術の指導等による後継者育成	トビウオロープ曳き漁業，未定トン	H29.3.15 承認 後継者 日高　学 (36 歳)

≪中核的漁業者の要件≫

a　個人経営体においては、原則 55 歳未満の者とする（ただし、45 歳未満の後継者が確保されている場合においてはこの限りではない）。法人経営体においては、将来にわたり経営が安定的に継続することが見込まれること（原則、償却前利益が確保されていること）。

※　個人経営体の場合は年齢、法人経営体の場合は償却前利益が確保されていることを示す書類を添付すること。

b　自らの経営における競争力強化に向け、5 年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を 10%以上向上させる取組を実施すること。

c　率先して浜の活力再生広域プラン及び関連する浜の活力再生プランに定められた取組を実践すること。

d　地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。

e　漁業法等の関係法令及び関係規則等を遵守していること。

f　過去 1 年間に海事関係法令違反による死亡災害が発生していないこと。

※ 海事関係法令とは海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令をいう。